

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	曙ブレーキ工業株式会社			コード	7238
提出日	2021/6/1	異動（予定）日	2021/6/24		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	丹治 宏彰	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
2	廣本 裕一	社外取締役																
3	三代 洋右	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
4	河本 茂行	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		自動車部品を含めた材料部品業を中心とする多様な産業分野における要職を歴任され、事業経営に関する豊富な経験及び高い見識を有しており、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると期待されるため。 東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社は「社外役員の独立性に関する基準」（4. 補足説明に記載）を定めております。丹治宏彰氏は、これらの基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
2		
3		産業機械を中心とした事業・企業戦略を牽引し企業経営に係る豊富な経験と高い見識、グローバル事業、M&A及び事業再生の経験を有しており、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると期待されるため。 東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社は「社外役員の独立性に関する基準」（4. 補足説明に記載）を定めております。三代洋右氏は、これらの基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
4		株式会社企業再生支援機構等において多数の企業再建に関与し、弁護士としての専門的な知識・経験を有するとともに、経営に関しても幅広い知見を有しており、独立した立場で監査体制及び監督機能の強化に資することが期待されるため。 東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社は「社外役員の独立性に関する基準」（4. 補足説明に記載）を定めております。河本茂行氏は、これらの基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

社外役員の独立性に関する基準

曙ブレーキ工業株式会社（以下、当社という。）の社外役員の独立性に関する基準を以下の通り定め、当社の独立役員は以下のいずれにも該当しないこととする。

1. 現在及び過去において当社グループの業務執行者（注1）である者
2. 当社の主要株主（注2）
3. 当社グループを主要な取引先とする者（注3）、又はその者が会社である場合はその業務執行者（注1）
4. 当社グループの主要な取引先である者（注4）、又はその者が会社である場合はその業務執行者（注1）
5. 当社グループの会計監査人である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の従業員である者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
7. 当社グループから多額の寄付（注6）を受けている者又はその業務執行者（注1）
8. 上記2. から7. までのいずれかに該当する者のうち重要な者（注7）の近親者（注8）
9. 過去3年間において、上記2. から8. のいずれかに該当していた者
10. その他、独立役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

但し、上記1. ～9. に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができる。

以上

（注1）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員（当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これに相当する者）、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。

（注2）主要株主とは、当社の議決権の10%以上を保有している株主若しくはその業務執行者をいう。

（注3）当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。

（注4）当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

（注5）多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、個人の場合は直近事業年度につき1,000万円を超える場合、団体の場合は当該団体の直近事業年度における連結売上高の2%を超える場合をいう。

（注6）多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超えることをいう。

（注7）重要な者とは、上記2.、3.、4.、7. の業務執行者においては各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、上記5.、6. の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士をいう。

（注8）近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f.、g.及びh.のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。